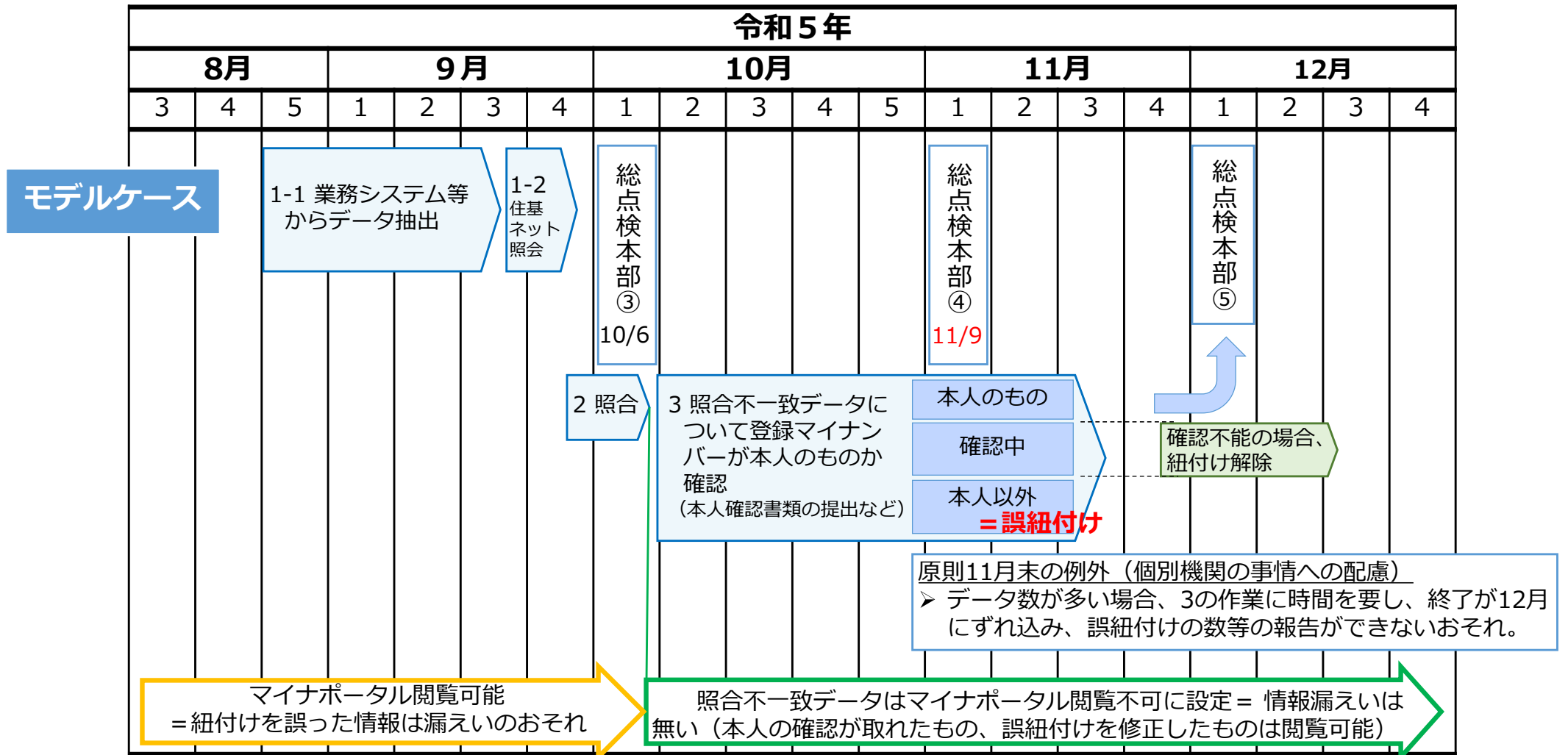


総点検のスケジュール

- 各々の機関の事情に配慮しながら、原則11月末までに、個別データの点検（マイナンバー＋基本4情報データの抽出 ⇒ 照合 ⇒ 不一致データについて登録されたマイナンバーが本人のものか確認）を実施。
- 9月末、10月末、11月末に進捗状況を取りまとめ、翌月に総点検本部を開催し、公表。12月の総点検本部では、事務ごとの個別データの点検数・誤紐付けの数・継続確認の数を報告。



個別データ点検を行う事務・対象機関

○ 紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、個別データの点検対象を整理（9月6日公表）。

① 点検済のもの（先行して点検を行ったもの）

事務	個別データの点検対象機関数※1	個別データの点検対象件数（紐付け誤り件数と割合）
健康保険証※2	1,313	約1,570万（1,109件※3、約0.007%）
共済年金	7（全団体）	約510万（118件、約0.002%）
公金受取口座	1（全団体）	約5,600万（1,167件※6、約0.002%）

② 点検中のもの（個別データの点検が必要と整理されたもの）

暫定値・精査中

事務（それぞれの情報に関する事務）※4	個別データの点検対象機関数※1	個別データの点検対象件数※5	事務（それぞれの情報に関する事務）※4	個別データの点検対象機関数※1	個別データの点検対象件数※5
所得・個人住民税情報	34	7,800	中国残留邦人等支援給付支給情報等	1	1
児童手当支給情報	8	1,100	身体障害者手帳情報	208（全自治体）	3,100,000
介護保険資格・給付情報	10	110	精神障害者保健福祉手帳情報	129（全自治体）	1,200,000
障害支援区分認定情報	32	2,800	療育手帳情報	69（全自治体）	980,000
補装具費支給情報	26	200	小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	1	5,200
障害者自立支援に関する給付情報（更生医療）	18	20	障害児入所支援・措置情報（ひとり親支援関係等）	1	930
障害者自立支援に関する給付情報（育成医療）	14	30	障害児入所支援・措置、生活援助情報（ひとり親支援関係等）	1	930
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	5	170,000	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当情報	9	420
障害福祉サービス受給者証情報（療養介護給付情報・施設入所支援情報を含む。）	35	2,700	障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報（ひとり親支援関係等）	1	930
障害児通所支援給付情報	21	940	難病患者に対する特定医療費の支給情報	1	40,000
養育医療費の給付情報	5	20	労働者災害補償給付情報	1	260
生活保護情報	19	64,000			

※1 事務ごとの個別データの点検対象機関数。②のうち、1つ以上の事務の点検を行っている機関は332自治体、労働基準監督署1署。

※2 保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、J-LIS照会による確認を実施。9月末からJ-LIS照会・突合を開始。11月までにJ-LIS照会・突合を完了させる予定。その後、優先度に応じて段階的に、保険者・事業主で確認を行った上で、必要に応じ、本人確認を行っていく。

※3 別途、令和3年10月から令和5年10月31日までの間に7,435件の紐付け誤りを確認。

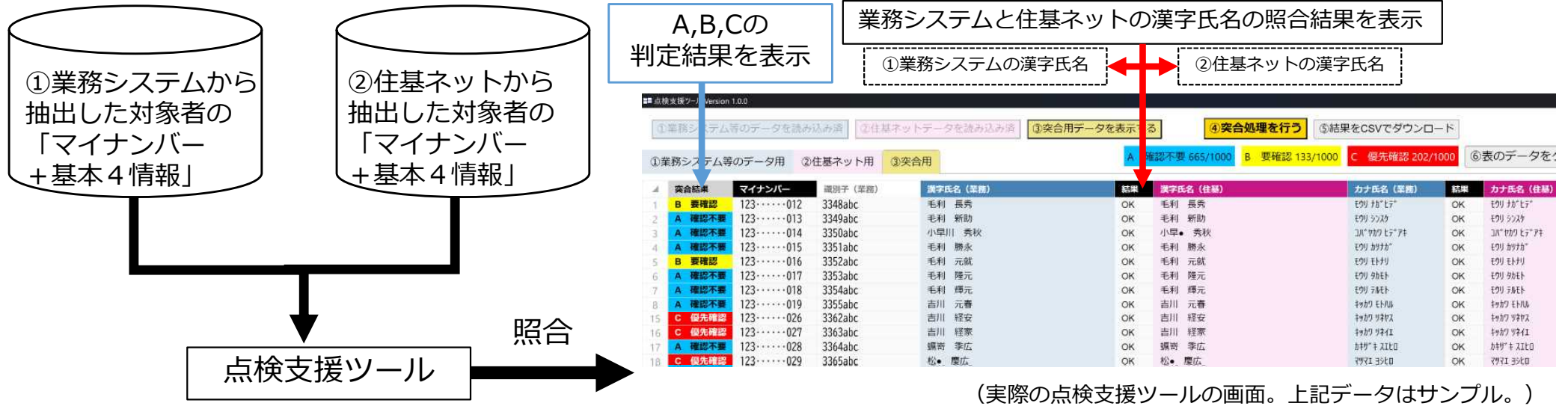
※4 マイナポータルで閲覧できる情報のうち、世帯、年金（日本年金機構分）、雇用保険等の事務は、紐付け方法が適正であることが確認されたため、点検不要。

※5 点検対象件数については、精査中の数が報告されている機関が含まれるため、今後変動があり得る。また、3桁以上の数値は有効数字2桁、2桁の数値は有効数字1桁で記載。

※6 第3回の総点検本部（10月6日）から今回の総点検本部（11月9日）までの間に、紐付け誤りの検知モデル開発の過程で227件の紐付け誤りを確認。

個別データの点検に係る点検支援ツールの活用

- 個別データの点検に必要な作業のうち2段階目の照合の作業省力化のため、一部自治体の協力を得て、デジタル庁において点検支援ツールを開発。点検対象機関である自治体に対して、本ツールを提供（9月29日）。
- 15自治体において点検支援ツールを活用。



【愛媛県での活用例】

- 実証実験として、愛媛県において障害者手帳情報に係る事務で、約5万件を対象に点検支援ツールを活用した結果、8割以上がA判定で目検等が不要となり、照合の判定に係る確認時間を大幅に短縮できたことで、スムーズな点検の実施につながった。
- ツールの操作性について、「画面上での作業の処理順が明確でわかりやすく、簡単に操作できた」旨の意見が担当者からあった。
- 照合結果としては、**A**約42,000件（84%）、**B**約6,000件（12%）、**C**約1,000件（2%）となり、「BまたはC」と判定された対象者のうち、申請書や住基ネット等においても本人であることを確認できなかった者は、県内の各市町を通して本人確認を実施した。

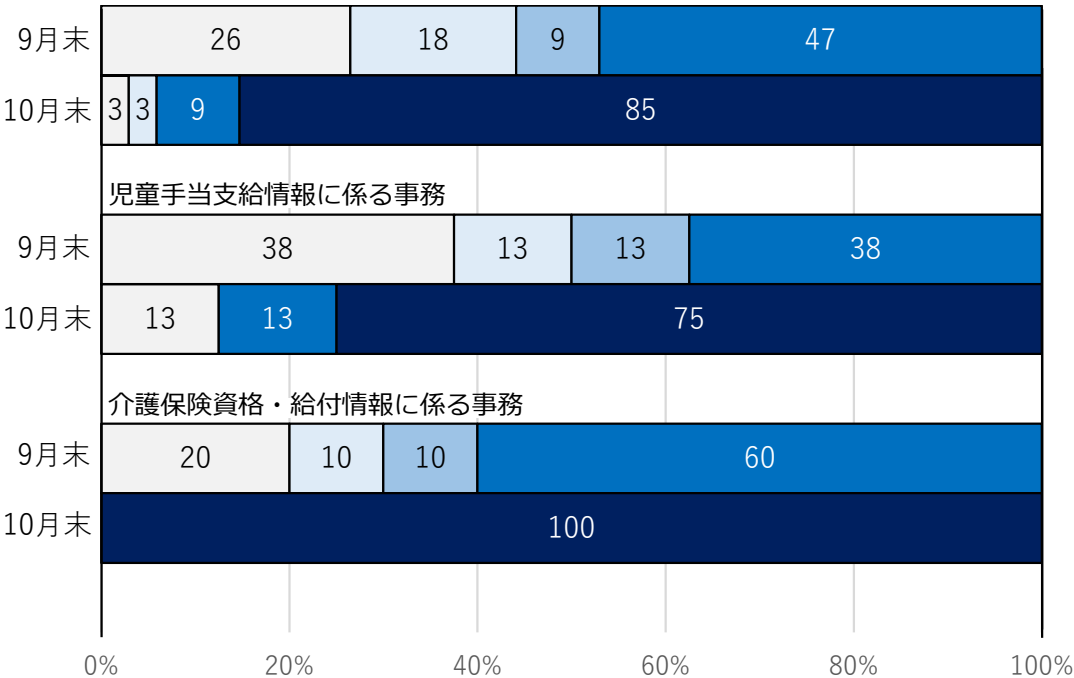
※ A：確認不要（完全一致）、B：要確認（入力ミス等による不一致の可能性があるもの）、C：優先確認（別人への紐付けの可能性が高いもの）
 ※ Cと判定されたとしても、全てが紐付け誤りではなく、Cと判定される多くのものについては、申請者が改姓や住所変更を届出していないことや、申請時にカナ氏名や性別の記入を求めていなかったことが原因である。

個別データの点検に係る進捗状況について①

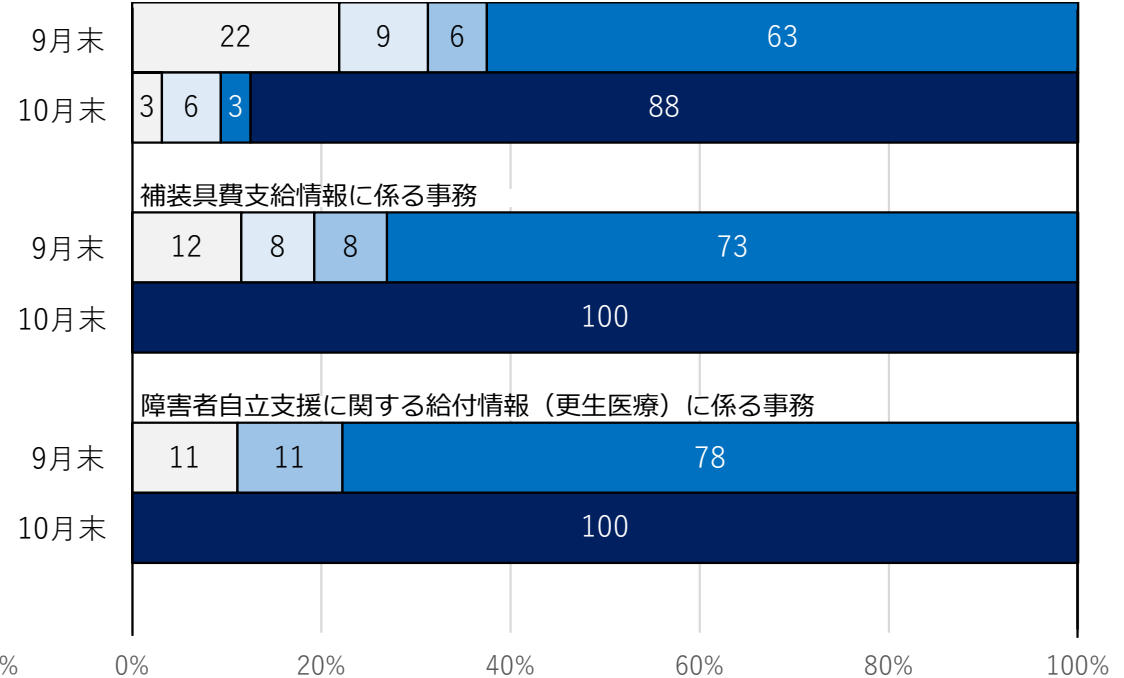
○ 紐付け実施機関に対して、点検対象の事務ごと（点検対象機関数単位）に、①、②、③、④、⑤のいずれの段階にあるか調査。

- ① マイナンバー＋基本４情報データの抽出作業中
- ② 照合作業中
- ③ 照合が終了し、不一致データの一部についてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手
- ④ 不一致データの全てについてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手済み
- ⑤ 確認作業終了

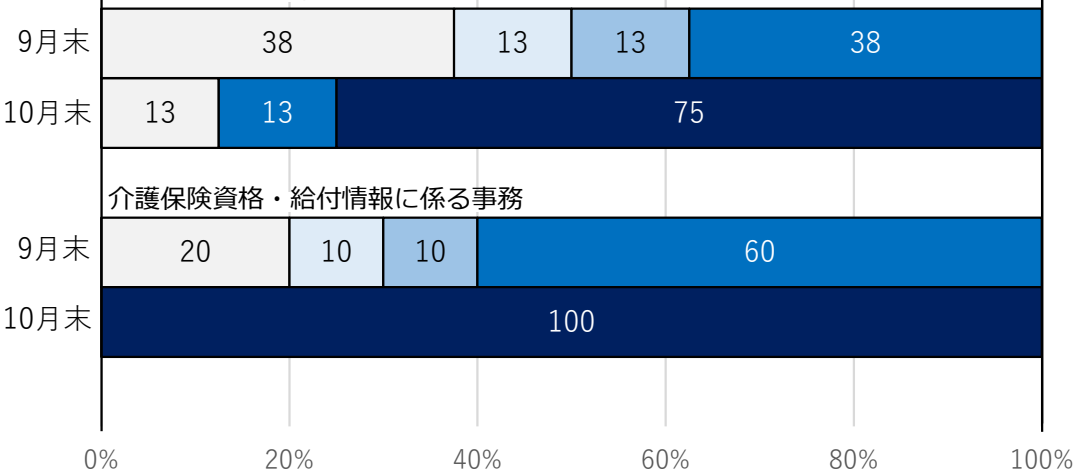
所得・個人住民税情報に係る事務



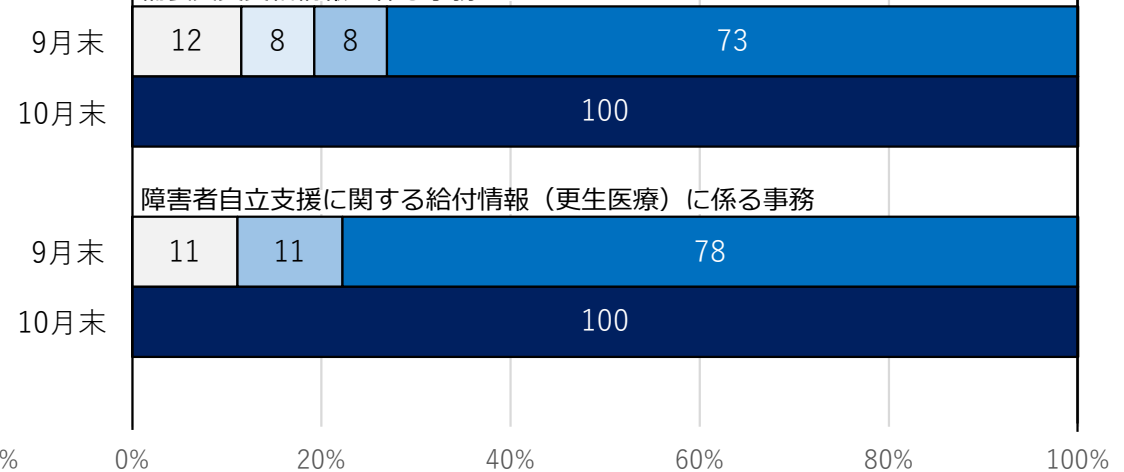
障害支援区分認定情報に係る事務



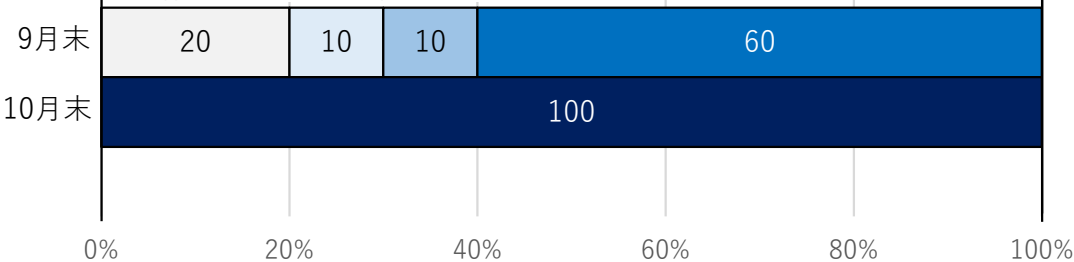
児童手当支給情報に係る事務



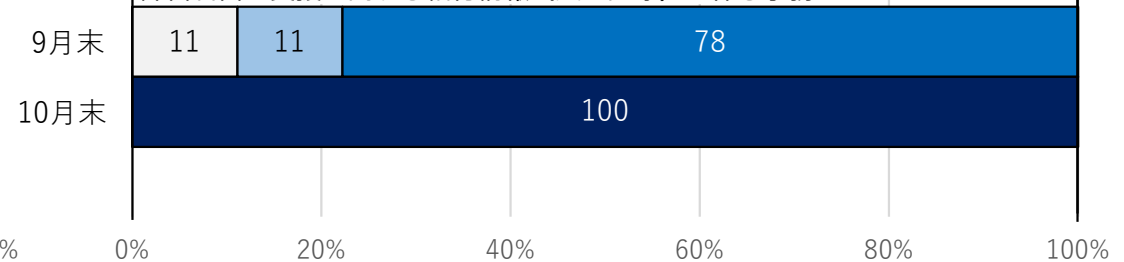
補装具費支給情報に係る事務



介護保険資格・給付情報に係る事務

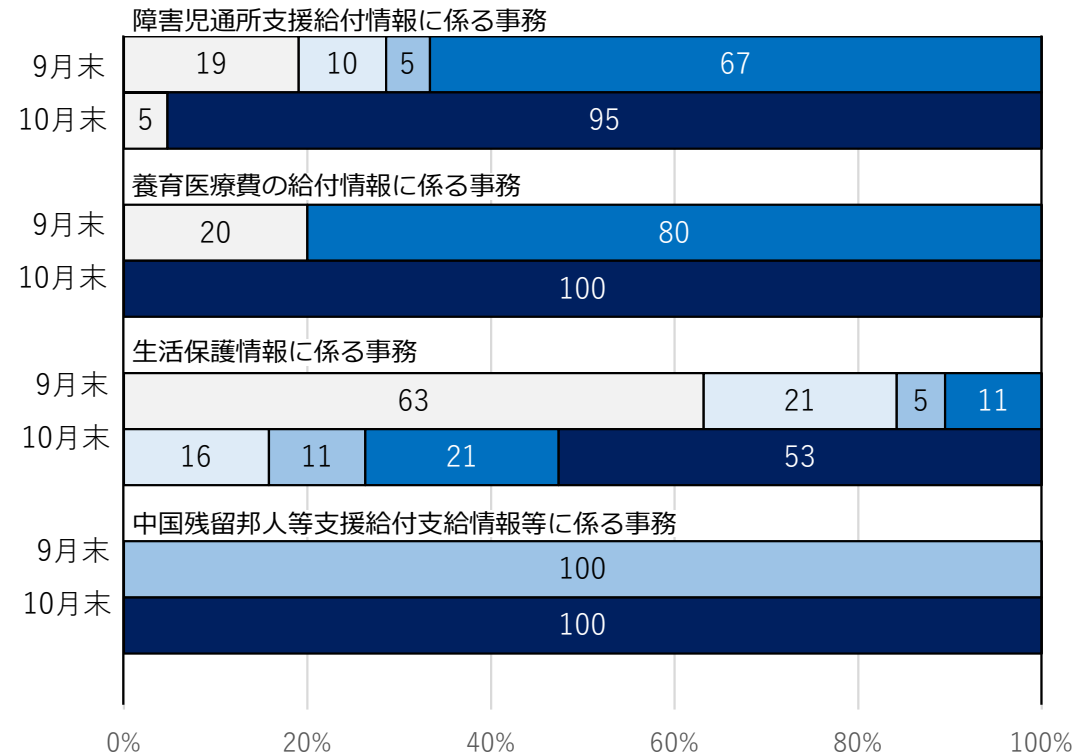
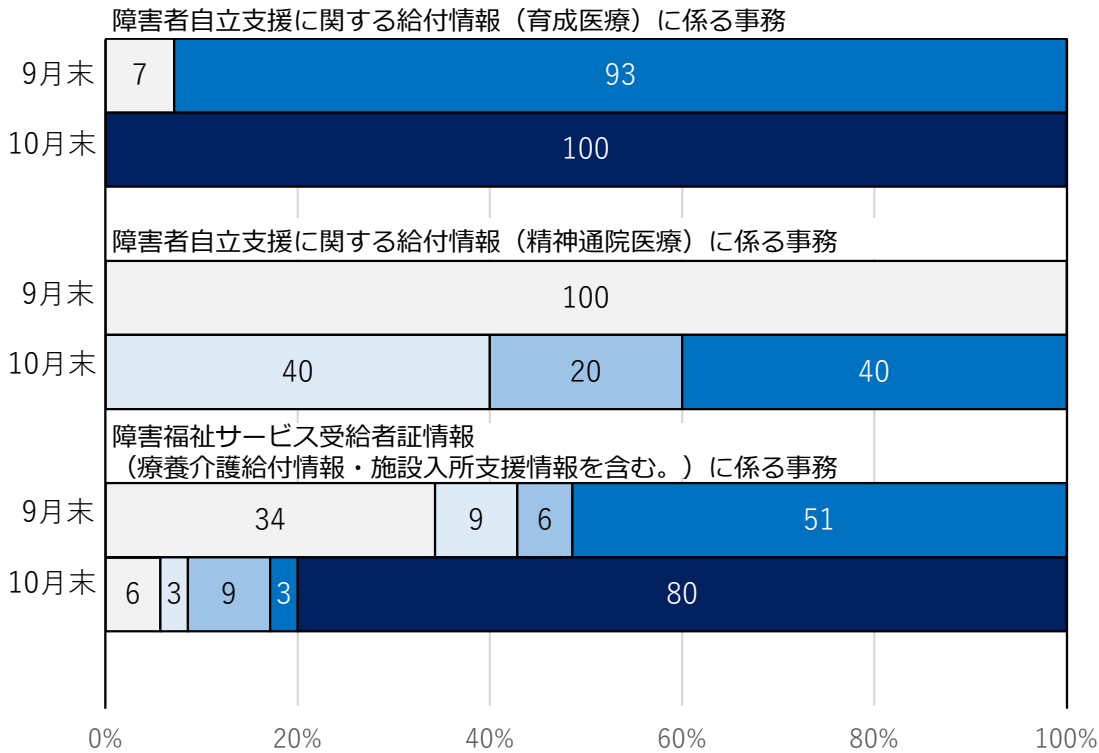


障害者自立支援に関する給付情報（更生医療）に係る事務



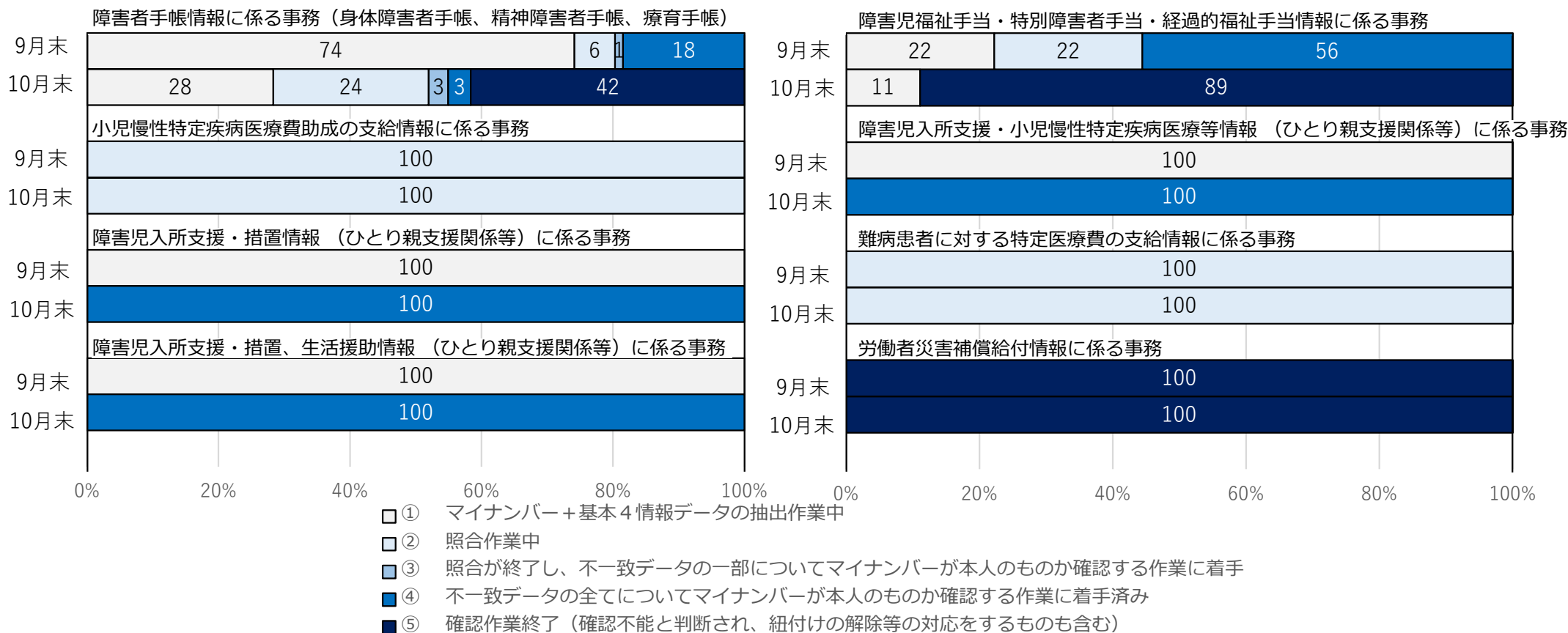
- ① マイナンバー＋基本４情報データの抽出作業中
- ② 照合作業中
- ③ 照合が終了し、不一致データの一部についてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手
- ④ 不一致データの全てについてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手済み
- ⑤ 確認作業終了（確認不能と判断され、紐付けの解除等の対応をするものも含む）

個別データの点検に係る進捗状況について②



- ① マイナンバー+基本4情報データの抽出作業中
- ② 照合作業中
- ③ 照合が終了し、不一致データの一部についてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手
- ④ 不一致データの全てについてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手済み
- ⑤ 確認作業終了（確認不能と判断され、紐付けの解除等の対応をするものも含む）

個別データの点検に係る進捗状況について③



※ グラフの数値は10月25日時点のもの。

※ 上記、労働者災害補償給付情報の点検対象機関は、過去に紐付け誤りが確認された鳴門労基署1署のみ。

その他の労基署についても現在点検を行っており、10月25日時点で全署分の照合が完了。
 現在、各署で確認作業を行っており、10月25日時点で、324署中126署で確認作業が完了。

(参考) 点検済のもの (先行して点検を行ったもの) の現状について

- 健康保険証は、全3,411保険者のうち1,313団体において、約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施済み (8月まで)。
10月31日現在で、ほぼ確認作業を完了。
- 共済年金は、各共済 (地共済・国共済・私学事業団) において、全ての年金受給権者 (約510万件) につき、総点検を実施済み (8月まで)。
- 公金受取口座は、約5,600万件の口座を対象に総点検を実施済み (6月まで)。
誤登録の可能性が高い940件について、口座情報の変更手続の案内を6月末に郵送 (マイナポータルから閲覧できないように措置済み)。
また、家族口座等を登録したと思われるもの約14万件について、マイナポータルによる通知を実施 (初回通知: 6月30日より、再通知: 9月19日より)。

個人情報とマイナンバーの紐付け誤り事案の原因と対策①

※ 10月末時点

発生したこと		主な原因	具体的な対策
健康保険証情報の紐付け誤り	保険資格情報に他人のマイナンバーが紐付いた	8,544件 ※うち20件で薬剤情報等を閲覧 ※協会けんぽの資格重複調査で判明したものが7,114件 ※紐付け誤りが発覚次第、誤紐づけを解消する作業に着手している。	1. 届出へのマイナンバーの記載義務を明確化（省令改正） 2. マニュアルに基づく事務処理の運用の徹底 3. 健保組合における住民票住所の把握を必須化（省令等改正予定（12/1施行））
共済年金情報での紐付け誤り	年金情報に他人のマイナンバーが紐付いた ※年金の支給額への影響なし	119件 （点検対象の約0.002%） ※うち発端となったもの 1件 ※うち点検で判明したもの 118件 1) 閲覧された件数：1件 2) 誤紐付けを解消した件数：119件	1. 届出へのマイナンバーの記載義務を明確化（省令改正） 2. 1. で取得したマイナンバーをもとに住基ネット照会を行い、基本4情報の一致を確認
公金受取口座の誤登録	他人の口座情報が登録された ※（公金受取口座の誤登録に伴う）誤給付は確認されていない	1,167件 （点検対象の約0.002%） ※口座登録数：約6,253万件 1) 閲覧された件数：215件 2) 登録された口座情報を抹消した件数：98件 ※今回の総点検本部（11月9日）までの間に227件の紐付け誤りを確認。今回確認された事案は、紐付け誤りの抽出手法を高度化するべく検知モデルの開発に取り組んできたところ、その過程で、従来の抽出手法では確認できなかった事案を新たに確認したもの（原因：ログアウト漏れ等）。	1. PC・スマホで申し込む際のシステムを改修 2. 自治体窓口で申し込む際のマニュアルを遵守 3. 940名の方に口座変更手順のお願いを通知
障害者手帳情報の紐付け誤り	手帳情報に他人のマイナンバーが紐付いた	13自治体3,063件 （静岡県62件、宮崎県2,336件、香川県2件、秋田県8件、鳥取市485件、高知県114件、山形県23件、奈良県2件、枚方市3件、愛媛県14件、群馬県12件、広島県1件、長野県1件） ※紐付け誤りが発覚次第、誤紐づけを解消する作業に着手している。	ファイル作成時に手作業で転記した際の手帳情報の紐付け誤り など 全ての紐付け実施機関において点検

個人情報とマイナンバーの紐付け誤り事案の原因と対策②

※ 10月末時点

発生したこと		主な原因	具体的な対策
<p>労災年金情報の紐付け誤り</p> <p>労災年金情報に他人のマイナンバーが紐付いた</p>	<p>3件 (鳴門労基署、新宿労基署、川崎北労基署)</p> <p>1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：3件</p>	<p>マイナンバーのシステム登録時に事務処理手引等のマニュアルに定める基本4情報の照合作業を怠ったこと</p>	<p>基本4情報の照合作業等、マニュアルに基づく事務処理の運用の徹底</p>
<p>課税情報の紐付け誤り</p> <p>課税情報に他人のマイナンバーが紐付いた</p>	<p>4件 (浦添市1件、うるま市1件、八女市1件、熱海市1件)</p> <p>1) 閲覧された件数：1件 2) 誤紐付けを解消した件数：4件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー登録作業時の誤り ・事業所から提出された資料におけるマイナンバーの記載誤り 	<p>事務処理の運用の徹底 (各種申告時におけるマイナンバーの記載・確認、マイナンバー照会時の確認)</p>
<p>障害福祉サービス受給者証情報の紐付け誤り ※障害支援区分認定情報の紐付け誤りも発生</p> <p>受給者証情報に他人のマイナンバーが紐付いた</p>	<p>1件 (伊丹市)</p> <p>1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：1件</p>	<p>住登外者に係るマイナンバー照会時に本人の情報と同一画面に表示された家族の情報を紐付け</p>	<p>登録作業を複数職員がチェックすること等をマニュアル化し、マニュアルに基づく事務処理の運用を徹底</p>
<p>障害者自立支援に関する給付情報(精神通院医療)の紐付け誤り</p> <p>給付情報に他人のマイナンバーが紐付いた</p>	<p>20件 (島根県2件、秋田県18件)</p> <p>1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：18件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に本人と家族のマイナンバーを両方記載しており、誤って家族のマイナンバーに紐付けた ・本人が提出した申請書におけるマイナンバーの記載誤り 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録作業を複数職員がチェックすること等をマニュアル化し、マニュアルに基づく事務処理の運用を徹底 ・デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請書受領時の本人確認を徹底するとともに、マイナンバー入力時の確認を徹底
<p>生活保護情報の紐付け誤り</p> <p>生活保護情報に他人のマイナンバーが紐付いた</p>	<p>8件 (大田区5件、山形市2件、秋田県1件)</p> <p>1) 閲覧された件数：0件 2) 誤紐付けを解消した件数：7件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット等によるマイナンバー照会時に複数人が該当した場合の紐付け誤り ・住基システムからのマイナンバー取得時に同一世帯内の別人のマイナンバーと紐付けた ・業務システムにマイナンバーと紐付く別の番号を入力する際に前後のケースを取り違え、結果としてマイナンバーとも紐付けが誤った 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット等によるマイナンバー照会時の紐付け方法について、自治体のマニュアルに盛り込み、これに基づく運用及びチェックを行いマイナンバー等を登録することを徹底 ・デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、複数職員でのチェックを行いマイナンバー等を登録することを徹底

省令改正等について

- 各制度の申請時においては、必ずしもマイナンバーの記載を求めることが明確になっておらず、申請者からのマイナンバーの提供がない場合に、紐付け実施機関側で申請者のマイナンバーを取得する必要があり、その際に、紐付け誤りが生じることもあった。
- 再発防止対策の一環として、マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務のうち、利用者の申請が必要なもの全てについて、申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正（一部、事務によっては、省令改正ではなく、通知の発出や要領の改正で対応）を行った（9月末までに施行済）。

【改正した省令及び発出した通知の一覧】

【省令】

- 健康保険法施行規則（健康保険制度）
- 船員保険法施行規則（船員保険制度）
- 児童福祉法施行規則（児童福祉法による療育の給付）
- 身体障害者福祉法施行規則（身体障害者手帳）
- 生活保護法施行規則（生活保護制度、中国残留邦人等に対する支援給付の支給）
- 私立学校教職員共済法施行規則等（私立学校教職員共済制度）
- 厚生年金保険法施行規則（厚生年金保険制度）
- 国家公務員共済組合法施行規則等（国家公務員共済組合制度）
- 国民年金法施行規則（国民年金制度）
- 地方公務員等共済組合法施行規程等（地方公務員共済組合制度）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給）
- 母子保健法施行規則（養育医療の給付）
- 地方公務員災害補償法施行規則（地方公務員災害補償制度）
- 児童手当法施行規則（児童手当・特例給付の支給）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（特定医療費の支給）

【通知】

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の事務におけるマイナンバーの紐付けの際の確認徹底について（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付け）
- 特別支援教育就学奨励費の事務におけるマイナンバーの紐付けの際の確認徹底について（特別支援教育就学奨励費）
- 職業転換給付金制度における訓練手当支給要領（都道府県）の一部改正について（職業転換給付金制度による訓練手当の支給）

（参考） 申請書の改正イメージ

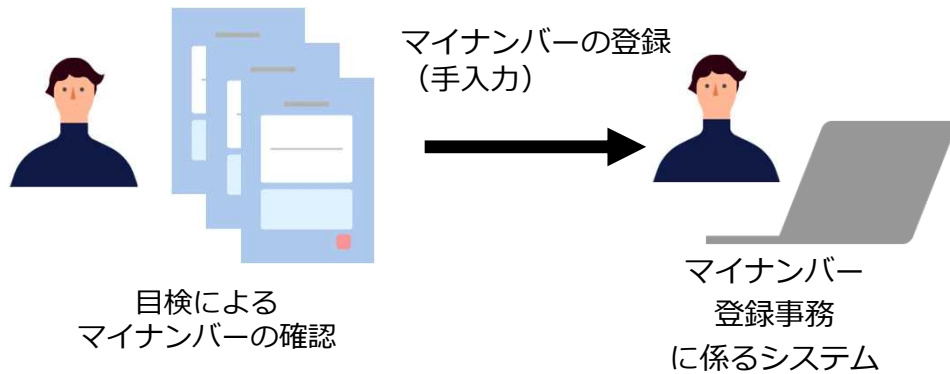
現行	改正後
○○申請書 ●● 殿 申請者 住所又は居所 氏名	○○申請書 ●● 殿 申請者 住所又は居所 氏名 個人番号

マイナンバー登録事務のデジタル化について

【イメージ図】

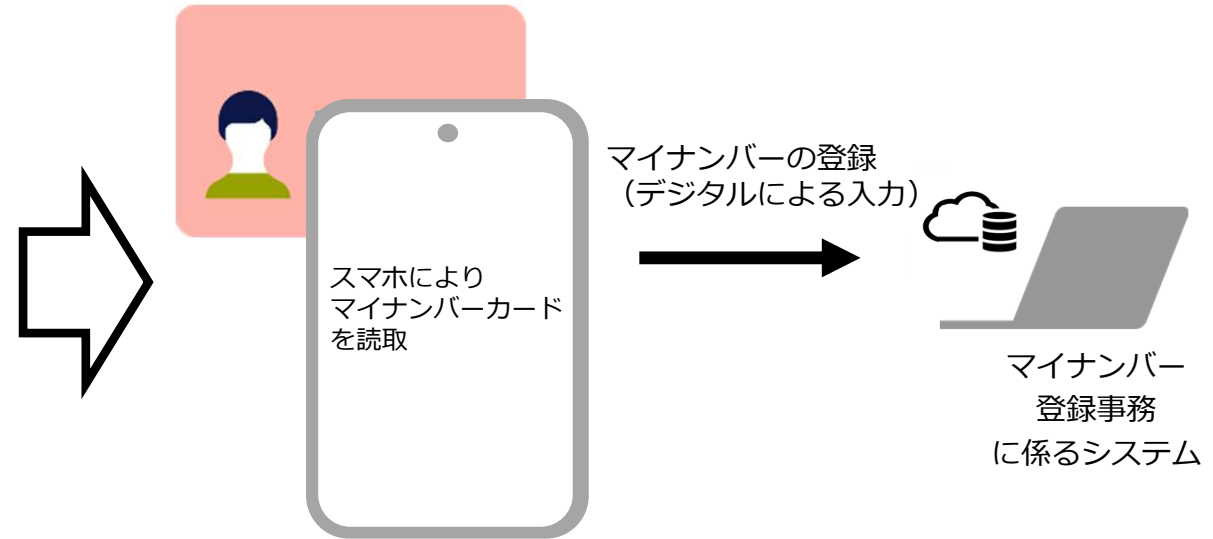
《現状》

人手が介在するマイナンバーの登録



《将来像》

デジタルを活用したマイナンバーの登録



- 各制度に係る事務でマイナンバーを収集する際には、書面の記載や画面の表示から、人の目で読み取って転記をしており、手入力の際に、紐付け誤りが生じることもあった。

- 再発防止対策として、各事務におけるマイナンバーの登録事務について、人手を介さないようデジタル化を行う。

※ マイナンバーカードからマイナンバーを読み取るデジタルな方法によるマイナンバーの収集を行う方法の普及を進めるために、現在、デジタルな方法によるマイナンバーの収集に係るシステムや制度の課題の抽出を行っているところ。